

令和6年4月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、この度、全国的に監査の内容を平準化し、監査業務の迅速化に向けて留意すべき事項について加筆された「介護保険施設等に対する監査マニュアル」が策定された旨の連絡です。

また、令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」においても、「介護保険法に基づく徴収金（22条3項）の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていたところです。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1249

「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）

(令 6.4.5 老発 0405 第3号 厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737